

中小企業向け県制度融資

中小企業向け県制度融資

脱炭素支援資金 を
ご利用ください！

新エネ・省エネ、脱炭素に係る取組みを
支援する中小企業向けの制度融資です。

融資限度額 1億円

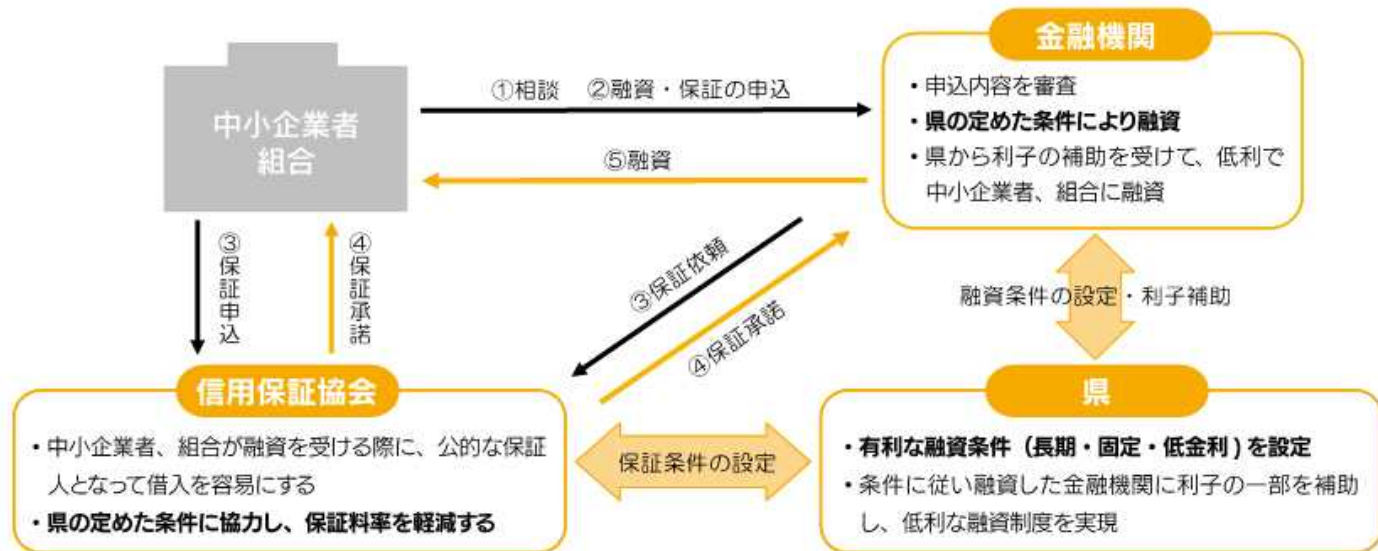
年1.4%以内
(新エネ設備特別型、次世代自動車等、
環境性能評価建築物の場合)

[融資期間]
最長10年間
(据置1年以内)

県の利子補給率
最大
0.67%
(信用保証 任意)

制度融資とは

制度融資とは ▶ 県・金融機関・県信用保証協会が協力し、金融機関を通じて融資を行います。



※ ①及び②は各地の商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会、(公財)静岡県産業振興財団、県商工金融課でも受け付けております。

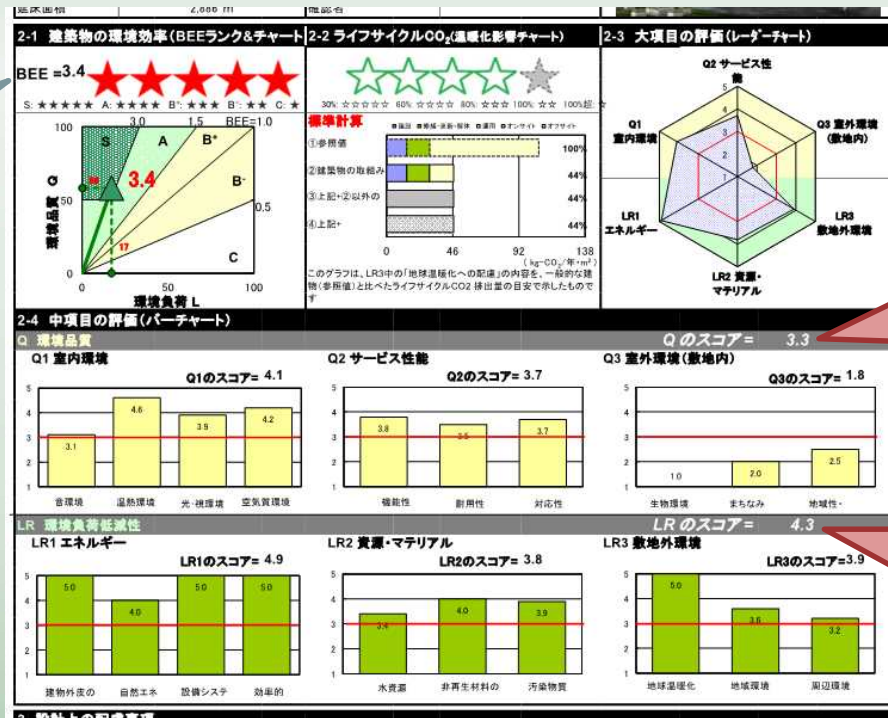
※ 取扱金融機関、信用保証協会等による審査の結果、利用できない場合があります。

脱炭素支援資金

区 分	新エネ・省エネ設備	次世代自動車等 (温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等)	環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物
融資対象者	原則として1年以上継続して事業を営んでいる個人事業者、会社、組合で、新エネ・省エネ設備を導入するもの ①新エネ設備特別型(8設備) ・太陽光発電設備 ・地熱発電設備 ・風力発電設備 ・太陽熱利用設備 ・水力発電設備 ・天然ガスコージェネレーション ・バイオマス発電設備 ・バイオマス熱利用設備 ②上記の設備以外のもの	原則として1年以上継続して事業を営んでいる個人事業者、会社、組合で、温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等を導入するもの ・電気自動車(EV) ・燃料電池自動車(FCV) ・燃料電池バス(FCバス) ・燃料電池フォークリフト(FCフォークリフト) ・EV充電器、V2H充放電設備、外部給電器等の付帯設備	原則として1年以上継続して事業を営んでいる個人事業者、会社、組合で、環境性能評価でS又はAの評価を受けた工場等建築物を建築するもの ・床面積の合計が2,000㎡以上の建築物であり、CASBEE静岡において、<u>BEEランクがS又はAの評価のもの</u>

CASBEE評価ツール 評価結果

$$BEE = \frac{\text{環境品質(Q)}}{\text{環境負荷低減性(LR)}}$$



環境品質(Q)

Q1:室内環境
Q2:サービス性能
Q3:室外環境(敷地内)

環境負荷低減性(LR)

LR1:エネルギー
LR2:資源・マテリアル
LR3:敷地外環境

BEEランク

BEE値ほか

融資
対象

S

$3.0 \leq BEE, 50 \leq Q$

A

$1.5 \leq BEE < 3.0$

B+

$1.0 \leq BEE < 1.5$

B-

$0.5 \leq BEE < 1.0$

C

$BEE < 0.5$

脱炭素支援資金

利 率 等	所定金利：2.07%以内、 利子補給率：0.67%以内 、 融資利率：1.4%以内 (新エネ・省エネ設備②の場合は 所定金利：2.07%以内、利子補給率：0.47%以内、 融資利率：1.6%以内)
資金使途	新エネ・省エネ、脱炭素設備等の導入に必要な資金
融資限度額	1億円 (天然ガスコージェネレーション導入の場合は3億円)
融資期間	10年以内 (据置1年以内など)
保証料率	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、 年0.3～1.3% (普通保証、エネルギー需給安定対策保証) 年0.98% (エネルギー対策保証を利用する場合) * エネルギー需給安定対策保証を付ける場合は、無担保別枠で1億円
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担保及び 保 証 人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる
申込書類	申込書 (様式第1号)、事業計画書 (様式第29号、29号-2、29号-3)、設備等の見積書、 決算書 (直近2年間) (協会の保証を付す場合) 信用保証協会で定める書類 (協会の保証を付さない場合) 商業登記簿謄本の写し、印鑑証明書、県税の納税証明書

県公式HP

脱炭素支援資金(制度融資)について

⇒ 県公式HP 「中小企業向け制度融資 脱炭素支援資金 静岡県」で検索！

静岡県 経済産業部 商工金融課(054-221-2513)

CASBEE静岡について

⇒ 県公式HP 「静岡県建築物環境配慮制度」で検索！

静岡県 くらし・環境部 建築安全推進課(054-221-3075)

(1) ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金

<可能性調査>

本事業はR5年度予算の成立が条件となります。

	項目内容
補助対象者	県内の中小企業、市町、非営利団体
補助対象経費	小水力発電、バイオマス発電・熱利用、温泉エネルギーの導入に係る可能性調査、事業計画策定に係る費用
補助率	1／2以内（「地域循環拠点区域※」に設置する場合） 1／4以内（「地域循環拠点区域※」以外に設置する場合）
補助上限額	1／2の場合：300万円 1／4の場合：225万円

※「地域循環拠点区域」とは

市町の申請に基づき“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要と県が認定するふじのくにフロンティア地域循環共生圏に市町が設ける区域のこと

(1) ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金

<設備導入>

本事業はR5年度予算の成立が条件となります。

	項目内容
補助対象者	県内の中小企業、市町、非営利団体
補助対象経費	小水力発電、バイオマス発電・熱利用、温泉エネルギーの導入に係る設計費、機器購入費、工事費
補助率	1／2以内（「地域循環拠点区域※」に設置する場合） 1／4以内（「地域循環拠点区域※」以外に設置する場合）
補助上限額	※ <u>1/2の場合：以下のとおり</u> (小水力発電) : 4,500万円 (バイオマス) ・メタン発酵・木質バイオマス発電 : 19,500万円 ・廃棄物発電 : 15,000万円 ・バイオマス熱利用 : 4,500万円 (温泉エネルギー) : 4,500万円

※「地域循環拠点区域」の説明は前ページと同様

(2) 水素供給設備整備事業費補助金

本事業はR5年度予算の成立が条件となります。

	県の助成制度	国の助成制度
補助対象者	水素ステーションを整備、運営する事業者	水素ステーションを整備、運営する事業者
補助対象経費	国の補助対象となる水素ステーションの整備に要する経費	水素ステーションの整備に要する経費
補助率	1 / 6 以内	1 / 2 ほか
補助上限額	1 億円	3.1億円 ほか

<助成イメージ>

国 1 / 2 ほか	県 1 / 6 以内	事業者等 1 / 3 ※
-----------------	---------------	-----------------

※一部市町で補助あり

(3) 太陽光発電設備・蓄電池導入支援補助金（仮称）

	項目内容	
	太陽光・蓄電池 (自己所有の場合)	蓄電池 (PPAの場合)
補助対象者	県内の民間企業 個人事業主	PPA事業者
補助対象経費	太陽光発電設備、蓄電池 の設置費用	蓄電池の設置費用
補助率	太陽光発電設備：定額 蓄電池：1 / 3 以内	蓄電池：1 / 3 以内
補助上限額	太陽光発電設備 ：4万円／kW 蓄電池：6万3千円／kWh	蓄電池：6万3千円／kWh



本事業はR 5 年度予算の成立が条件となります。
今後、事業内容等が変更となる場合があります。

(4) 燃料電池バス導入支援補助金（仮称）

	県の助成制度	国の助成制度
補助対象者	県内の民間事業者	民間事業者
補助対象経費	燃料電池バスの導入経費	同左
補助率	1 / 6 以内	1 / 2 以内
補助上限額	1,925万円／台	5,775万円／台



トヨタ「SORA」

<助成イメージ>

国 1 / 2	県 1 / 6	事業者等 1 / 3
------------	------------	---------------

本事業はR 5 年度予算の成立が条件となります。
今後、事業内容等が変更となる場合があります。

静岡県中小企業等省工不設備導入 促進事業費補助金



静岡県くらし・環境部環境政策課

静岡県では中小企業等の省エネ設備導入を支援します！

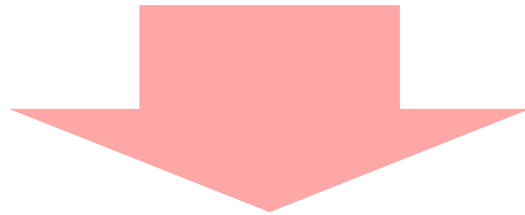
区分	補助金の交付額	補助率
特別枠	上限 600 万円 ／ 下限 20 万円	補助対象経費の 3分の2以内
通常枠	上限 200 万円 ／ 下限 20 万円	補助対象経費の 3分の1以内

令和5年度から、より積極的な取組に対して、
補助上限額や補助率をアップした**特別枠**を設け、
県内中小企業等への**支援を強化**します

< 特別枠の要件 >

通常枠の要件に加え、次のいずれかを満たすこと

- ・ CO₂削減量が10tを超えること
- ・ 複数種別を導入すること
- ・ 自然(ノンフロン)冷媒機器を導入すること



補助上限額	200万円 → 600万円
補助率	1/3 → 2/3

< 対象事業者 >

県内外に設置する事業所全体での年間エネルギー使用量が
原油換算で1,500KLに満たない法人及び個人事業主

【具体例】

- a 会社及び個人事業主※
- b 私立学校法に規定する学校法人
- c 社会福祉法に規定する社会福祉法人
- d 医療法に規定する医療法人
- e 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人などの公益法人等
- f 農事組合法人・農業協同組合・漁業協同組合・森林組合等
- g 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合などの協同組合等
- h 特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人

※ 会社及び個人事業主は下表に示す資本金または従業員数のいずれかを満たすこと

業種分類	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（一部を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

< 補助対象となる経費・設備 >

対象経費	①設計費 ②設備費 ③工事費
対象設備等	省エネ設備、生産過程で使用する機械設備 <主な設備は下記の表に示すとおり>
種類	具体的設備等
空調設備	熱源・ポンプ・空調機器等、ルームエアコン
給湯設備	給湯器、ボイラー
照明設備	LED等 ※単体でも可となりました
換気設備	省エネ型の第1種換気設備等
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫・冷凍庫、冷凍機内蔵型ショーケース等
産業用ボイラ	蒸気ボイラ、温水ボイラ
産業用モータ	ポンプ、送風機、圧縮機等
電気設備	受変電設備、分電盤・動力盤等
ガス	供給設備
BEMS、FEMS、 測定器	※運用管理等に必要な場合のみ。導入する場合は別途計画を記載すること

< 補助要件① >

温室効果ガス排出削減計画書制度への参画

【温室効果ガス排出削減計画書制度とは】

事業所全体でのエネルギーの使用量や使用状況等を見える化し、省エネなどの温暖化対策に効果的に取り組むため、3年間の対策と目標を定めた計画書を作成し、毎年度報告

補助金申請の際、補助対象事業(省エネ設備導入)を含めた、事業所全体で3年間に実施する温室効果ガス削減のための計画書を提出する

「温室効果ガス排出削減計画書」の作成

- ・記載するシートは3枚
- ・多くが選択式や自動計算

1 枚目：基本事項

(別紙1)

1 計画期間

計画期間 令和 4 年度 ~ 令和 6 年度

2 温室効果ガスの排出量の削減目標

適切な指標を選択してください。

	基準年度		目標年度		削減率
	令和 3 年	令和 6 年	令和 3 年	令和 6 年	
温室効果ガス排出量A	1,518		1,600		
原単位排出量A/B	1518.00		1454.55		95.8%
温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値B	1.0 百万個		1.1 百万個		110.0%
	(生産数量)		(生産数量)		
Bの選択理由	生産数量により、設備の稼働時間が大きく影響を受けるため				

3枚目から
自動転記

3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する重点対策

(1) 基本対策

実施年度	対策	削減率
4 運	事業所全体でのCO2削減目標値を設定（3年間で3%以上） 対策は例を参考に簡潔に記載	
4 運		
4-6 運		
4-6 設備導入	他の 燃料の選択 単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量が小さい燃料を優先的に選択して使用すること。	0.5%
4 設備導入	省エネ技術の導入 空気調和設備 ウ 送風機及びポンプを負荷変動の大きい状態で使用するときは、回転数制御装置による変風量システム及び変流量システムを採用すること。	2.0%

2 枚目：目標と対策

事業所全体でのCO2削減目標値を設定（3年間で3%以上）
対策は例を参考に簡潔に記載

3枚目：エネルギー使用量

請求書などからエネルギー使用量を入力。二酸化炭素排出量は自動で計算

(別紙2) 基準年度のエネルギー使用量

エネルギーの種類	数値 A	単位	数値 B	単位	数値 C	単位	数値 D	単位	数値 E	単位
原油（コンデンセートを除く。）		kl	0.0	kl	0.0	kl	0.0	kl	0.0	kl
原油のうちコンデンセート（NGL）		kl	0.0	kl	0.0	kl	0.0	kl	0.0	kl
油（ガソリン）		kl	0.0	kl	0.0	kl	0.0	kl	0.0	kl
重油		kl	0.0	kl	0.0	kl	0.0	kl	0.0	kl
石油アスファルト		t	0.0	t	0.0	t	0.0	t	0.0	t
石油コークス		t	0.0	t	0.0	t	0.0	t	0.0	t
液化石油ガス（LPG）（※6）		t	0.0	t	0.0	t	0.0	t	0.0	t
石油系炭化水素ガス		千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³
液化天然ガス（LNG）		千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³
その他可燃性天然ガス		千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³
原料炭		t	0.0	t	0.0	t	0.0	t	0.0	t
一般炭		t	0.0	t	0.0	t	0.0	t	0.0	t
無煙炭		t	0.0	t	0.0	t	0.0	t	0.0	t
石炭		t	0.0	t	0.0	t	0.0	t	0.0	t
石炭コークス		t	0.0	t	0.0	t	0.0	t	0.0	t
コークス		t	0.0	t	0.0	t	0.0	t	0.0	t
コークス炉ガス		千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³
高炉ガス		千m³	0.00	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³
転炉ガス		千m³	0.00	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³
その他の燃料		千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³
都市ガス（※2）		千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³	0.0	千m³
小計			0.0		0.0		0.0		0.0	
産業用蒸気		GJ	0.0	GJ	0.0	GJ	0.0	GJ	0.0	GJ
産業用以外の蒸気		GJ	0.0	GJ	0.0	GJ	0.0	GJ	0.0	GJ
温水		GJ	0.0	GJ	0.0	GJ	0.0	GJ	0.0	GJ
冷水		GJ	0.0	GJ	0.0	GJ	0.0	GJ	0.0	GJ
小計			0.0		0.0		0.0		0.0	
電気事業者（※3）		千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh
昼間買電		千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh
夜間買電		千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh
上記以外の買電		千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh
その他		千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh
自家発電		千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh	0.0	千kWh
小計			0.0		0.0		0.0		0.0	
合計			0.0		0.0		0.0		0.0	
原油換算（k1）			0.0		0.0		0.0		0.0	
電気の排出係数（買電に係るもの）（※3）（t-CO ₂ /千kWh）②										
電気事業者（※4）										
その他										
電気の排出係数（自家発電に係るもの）（※4）（t-CO ₂ /千kWh）③										

< 補助要件② >

省エネ設備更新により二酸化炭素 5 %以上削減

CO₂排出量の削減効果の計算には、エクセルによる簡単なシートを用意しています

省エネ計算シート（同設備同能力比較）									
※本シートは同設備で同能力での更新の際に使用できます。									
※既存の設備及び導入設備の能力がわかる資料（銘盤写真、カタログ、仕様書等）を添付してください。									
※GHPからEHPへの更新、対象設備を組み合わせで5%削減する場合は使用できません。									
NO.	対象設備	比較項目	既存設備			導入設備			削減率 (%)
	※リストから選択		型番等	数値	単位	型番等	数値	単位	
例	空調設備	定格消費電力(冷房)	a1128	1000	W	b5333	900	W	10
1	選択してください								
2	選択してください								
3	選択してください								
4	選択してください								
5	選択してください								

同じ設備で能力も同じ場合、カタログ、仕様書等を見て入力
（削減量10 t以上の要件で申請する場合、燃料を転換する場合、
設備を組み合わせる場合は別シート）

10	選択してください								
11	選択してください								
12	選択してください								

本補助金のポイント

1

随時申請！随時採択！

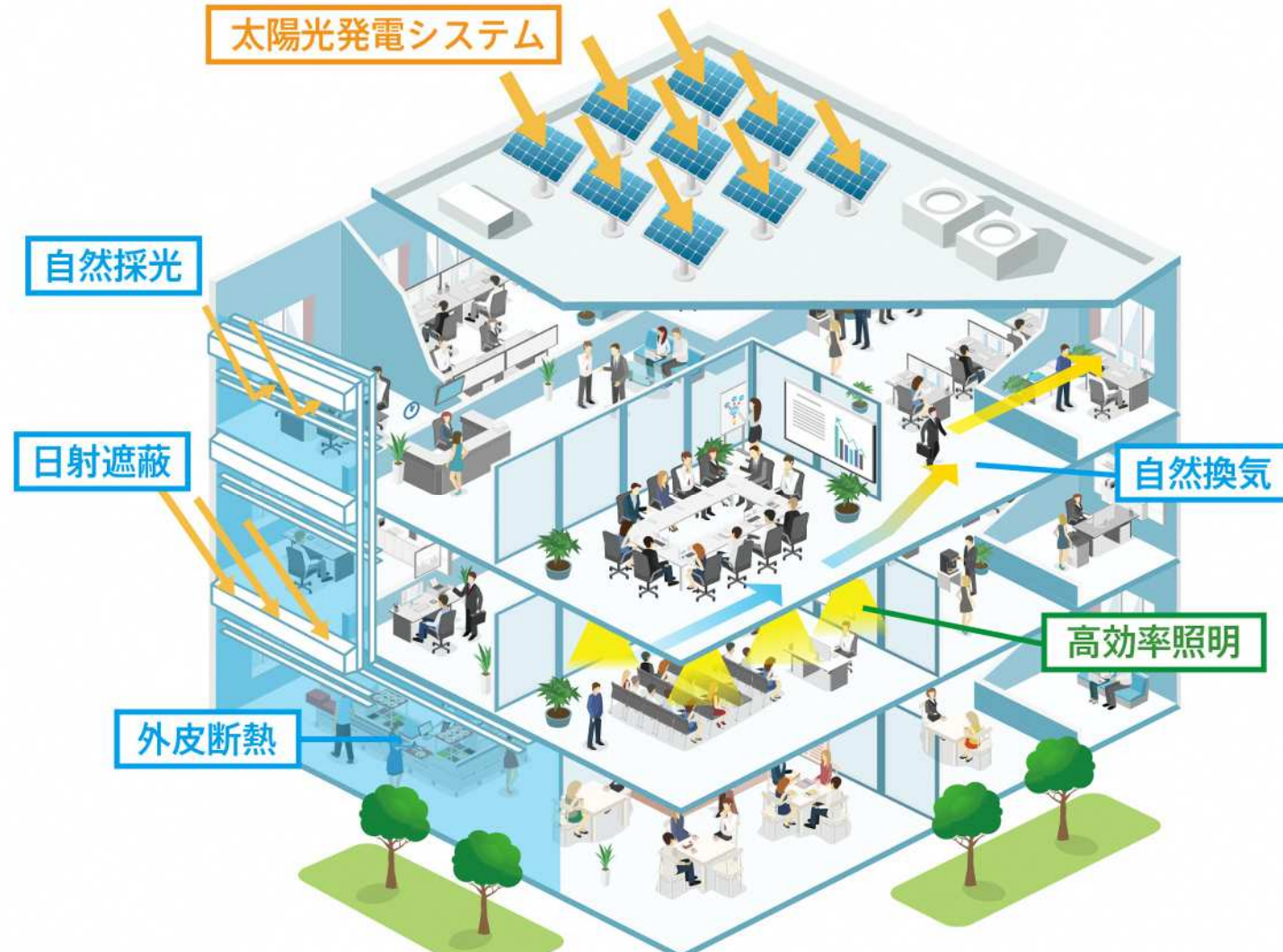
- ・ 募集期限まで、その都度申請・採択
- ・ 募集期間を区切った募集ではないため、設備導入のスケジュールが立てやすい

2

翌年度以降は温室効果ガス排出削減報告書を提出！

- ・ 事業を実施した翌年度以降の報告は、補助した設備の削減効果等ではなく、温室効果ガス排出削減計画書に基づいた、事業所全体での省エネ対策の報告書
- ・ 事業所全体として、3年間で3%以上の削減を目指した自主的な対策を評価
- ・ なお、温室効果ガス排出削減計画書の削減目標が達成できない場合は、改善努力を（補助金返還の必要はなし）

静岡県建築物 ZEB化支援費補助金



静岡県くらし・環境部環境政策課

<用語定義>

BELS：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

ZEB：経済産業省「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成31年3月）」における『ZEB』（100%以上省エネ）、NearlyZEB(75%以上省エネ)、ZEB Ready(50%以上省エネ)又はZEB Oriented(延べ10,000㎡以上の建築物で、建築用途により30%又は40%以上省エネ)を満たし、BELSを取得する建築物

上乗せ設計：ZEBにかかる設計検討及び省エネ計算に要する費用をいう（BELSの評価申請費用を含む）

静岡県ではZEBの建築に必要な設計の上乗せ相当分の 一部を補助します！

補助対象施設 (延床面積)	補助金の交付額	補助率
300㎡以上2,000㎡未満	上限 125 万円	1/2
2,000㎡以上	上限 230 万円	1/2

<対象者>

県内に延床面積**300㎡以上**の
Z E Bを新築、改築等する建築主

主な条件

- ・ 県の交付決定日から令和6年3月中旬頃に設定される期間の間に、Z E Bの設計がなされたこと示すB E L S評価書を取得すること
- ・ 補助対象の建築物の設計は、県内に事務所や主たる営業所を置く建築士事務所等に依頼すること